

# ○京都府立大学副学長規程

(平成24年京都府立大学規程第1号)

(目的)

**第1条** この規程は、京都府公立大学法人の設置する大学の副学長に関する規程（京都府公立大学法人規程第34号。以下「法人規程」という。）第6条の規定に基づき、京都府立大学（以下「本学」という。）の副学長（以下「副学長」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務等)

**第2条** 副学長の担当分野及びつかさどる校務の内容については、学長が別に定める。

(職務代理)

**第3条** 法人規程第2条に基づく副学長の指定は、毎年度、行うものとする。

(選考)

**第4条** 法人規程第4条に基づく学長又は学長予定者の申出にあたっては、学長又は学長予定者が候補者を指名するものとする。

(その他)

**第5条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。